

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県聴覚障害者情報センターの指定管理者の指定
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・保安林の指定の解除
- ・森林病虫害等の防除命令（2件）
- ・道路の区域変更（5件）
- ・道路の供用開始（7件）
- ・市街地再開発組合の解散の認可

所管課（室）名

障 害 福 祉 課
漁 業 振 興 課
林 政 課
森 林 整 備 室
道 路 維 持 課
"
住 宅 課

◎ 公 告

- ・土地改良区の解散の認可
- ・開発行為に関する工事完了

農 村 整 備 課
都 市 政 策 課

告 示

長崎県告示第173号

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和47年長崎県条例第38号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県聴覚障害者情報センター	長崎市橋口町10番22号 一般社団法人 長崎県ろうあ協会 会長 坂口 義久	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

長崎県告示第174号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

中野加入区

長崎県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西海市大島町字百合岳下7957の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第176号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
佐世保市、壱岐市、小値賀町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。
 - (2) 期間
令和4年5月20日から令和4年7月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
 - (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第177号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間

(1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、平戸市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和4年5月20日から令和4年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市石田町池田東触字船底661番3地先から 官公有無番地先（壱岐市石田町池田東触字船底672番1） まで	前	12.3～13.7	17.0	
	後	12.1～13.2	17.0	

長崎県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市指方町2735番5地先から 佐世保市指方町2663番2地先まで	前	20.7~84.0	155.0	
	後	24.4~56.8	155.0	

長崎県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 雲仙深江線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町乙字高野523番1地先から 南島原市深江町乙字高野514番1地先まで	前	14.0~20.9	5.6	
	後	13.7~14.0	5.6	

長崎県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 大村嬉野線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市松原1丁目642番5地先から 大村市松原1丁目642番1地先まで	前	12.5~13.4	4.7	
	後	8.1~8.2	4.7	

長崎県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 七釜西彼線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町七釜郷字大迫1046番1地先から 西海市西海町七釜郷字大迫1044番1地先まで	前	14.9~26.3	42.0	
	後	10.8~26.3	42.0	

長崎県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	杵岐市石田町池田東触字船底605番1地先から 杵岐市石田町池田東触字船底661番3地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市木引町字榎380番3地先から 平戸市木引町字猛路47番3地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平石千々石線	雲仙市千々石町己字深迫2101番7地先から 雲仙市千々石町己字深迫2101番16地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙深江線	南島原市深江町乙字藏元933番3地先から 南島原市深江町乙字西ノ脇494番1地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大村嬉野線	大村市松原1丁目644番1地先から 大村市松原1丁目642番5地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 扇山公園線	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字前ノ平1番60地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字前ノ平1番60地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 七釜西彼線	西海市西海町七釜郷字大迫1046番1地先から 西海市西海町七釜郷字大迫1044番1地先まで	令和4年3月15日

長崎県告示第190号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、上駅通り地区市街地再開発組合の解散を認可した。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解散の事由
事業の完成
- 2 解散の認可年月日
令和4年3月7日

公 告**土地改良区の解散の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 関土地改良区
認可年月日 令和4年3月7日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和3年8月10日 長崎県指令 3都第1251号 変更許可 令和3年12月28日	長崎県島原市弁天町一丁目7063番3、7080番1、 7080番5の一部、7080番8、7080番12、7080番 15、7085番4、7118番1、7118番3、7118番5、 7118番8の一部、7118番9の一部、7118番10の 一部、7118番11、7118番19及び7118番20（第3 工区）	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト